

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第四項中「福利厚生監」を削る。

第七条第二項中「福利厚生監」を「課長代理（福山市立の小中学校等の県費負担教職員の人事管理等を担当するものに限る。）」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。
別表第二管理部の部総務課の項部長専決事項の欄第六号を削り、同項課長専決事項の欄第五号中「及び、取消し」を「取消し」に改め、同欄第十九号を削り、同部教職員課の項課長専決事項の欄第五号中「従事許可」の下に「（教育長が別に定めるものを除く。）」を加え、同部健康福利課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）に基づく災害の認定及び補償の実施

別表第二管理部の部健康福利課の項課長専決事項の欄第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十五条第二項の規定による災害の認定に係る意見の申出

別表第二教育部の部学校経営課の項中「学校経営課」を「学校経営支援課」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。